2026年8月21日

東京地方裁判所民事第50部合D係　御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告　柴田[redacted] ほか３名

被告　国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高野　隆	同	宮村啓太
同	谷口太規	同	井桁大介
同	趙　誠峰	同	吉田京子
同	亀石倫子	同	小林英晃
同	鵜飼裕未	同	戸田善恭
同	志塚　永	同	馬淵未来
同	安藤光里	同	平岡百合
同	齋藤　賢	同	南里俊毅
同	太田こもも		

準備書面 ⑭

【手続保障及び勾留の最終手段性に関する各国の法制度及び運用⑵】

原告らは、準備書面⑻及び⑼において、刑訴法が、①被拘禁者に対して、身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障していないこと、及び②身体拘束を最終手段としていないことが、いずれも自由権規約に違反する旨主張した。そして、準備書面⑾では、ドイツ、イギリス、フランス及びアメリカにおける法制度及び運用を概観することにより、我が国の制度が自由権規約に適合していないことを明らかにした。本準備書面では、新たに、韓国及び台湾の法制度及び運用を概観することにより、我が国の制度が自由権規約に適合していないことを明らかにすることとして、第６回口頭弁論期日に

おける原告らの口頭弁論を準備する。

第１　韓国

１　韓国の刑事司法制度の概要

韓国（朝鮮）では、日韓併合後の１９２１年に制定された「朝鮮刑事令」によりわが国の明治刑訴法が依用[1]され、１９２２年に我が国で大正刑訴法が制定されるとこれが依用された。第二次世界大戦後の１９５４年に韓国の現行刑事訴訟法が英米（特にアメリカ）の刑事手続の影響を受けて制定されたものの、上記の戦前の法律が基礎として用いられた。そのため、現行の刑事訴訟法に至っても、条文の構造や体裁は日本の刑事訴訟法と非常に類似性が高いものとなっている（甲Ａ１４９：日本弁護士連合会・取調べ立会い実現委員会「取調べ立会いに関する海外調査報告　韓国・イギリス」４頁）。

しかし、その運用実態は我が国とは大きく異なる。韓国では、検察処理人員のうち拘束（「拘束」は日本でいう「勾留」に相当する。以下同じ）されている者の割合はわずか２％前後で推移している。このような運用実態の背景には、韓国が自由権規約の締約国としてこれを遵守し、韓国憲法が保障する無罪推定の原則を具体化する諸制度により、身体拘束に関する手続保障を整備し、身体拘束の最終手段性を確保していることが挙げられる。以下、韓国の刑事訴訟法制度について詳述する。

⑴　身体不拘束の原則及び身体拘束の要件

韓国では、被疑者を拘束するには、検事の請求に基づく裁判官の拘束令状が必要であり、裁判官は、原則として被疑者本人を審問して拘束の要件及び必要性を判断する。弁護人がいない場合には、職権で選任される（同法２０１条１項、２０１条の２第１項、第４項、第８項）。起訴前の拘束期間は、警察段階１０日、検察段階１０日及び１回限りの延長１０日の合計３０日が上限である。また、被疑者本人、弁護人又は家族等は、裁判所に逮捕・拘束適否審査を請求し、一定の条件による釈放を求めることができる（同法２０２条、２０３条、２０５条、２１４条の２）。起訴後の拘束期間は原則２か月であり、特に必要がある場合に限り、審級ごとに原則２回まで更新できる（同法９２条）。被告人等は保釈を請求

[1] 依用（えよう）とは、特定の地域外の法律を他の地域・国でそのまま適用すること

することができ、裁判所は、保証金、住居制限、出頭義務、接近禁止等の条件を付して釈放することができる（同法９４条～９８条）。

韓国刑事訴訟法１９８条１項は、「被疑者に対する捜査は、不拘束状態で行うことを原則とする」と定める。同項は、２００７年改正によって明文化されたものであり、①拘束以外の方法では刑事訴訟の目的を達成できない場合に限って身体拘束を最終手段として用いること、及び②拘束期間を必要最小限にしなければならないことを宣言した規定であると説明されている（甲Ａ１５０：安部祥太「未決拘禁と身体不拘束の原則」『新倉修先生古稀祝賀論文集―国境を超える市民社会と刑事人権』（現代人文社、２０１９年）２０９頁）。

被疑者を拘束するためには、罪を犯したと疑うに足りる相当な理由に加え、①一定の住居がないこと、②証拠を隠滅するおそれがあること、又は③逃亡し、若しくは逃亡するおそれがあることのいずれかが必要である（韓国刑事訴訟法２０１条１項、７０条１項）。嫌疑については、対物的強制処分や起訴に必要な嫌疑よりも高い水準が必要であり、証拠隠滅及び逃亡のおそれについても、具体的事実に基づく高い蓋然性が必要であると解されており、このことは後述する運用実態（後記３⑶）からも明らかである。

⑵　拘束前被疑者審問

拘束令状の請求を受けた裁判官は、逮捕された被疑者については遅滞なく、特別な事情がない限り令状請求日の翌日までに被疑者を審問しなければならない。逮捕されていない被疑者についても、逃亡等により審問できない場合を除き、被疑者を裁判所に引致した上で審問しなければならない（韓国刑事訴訟法２０１条の２第１項、２項）。

検事及び弁護人は審問期日に出席して意見を述べることができ、被疑者に弁護人がいない場合には、裁判官が職権で弁護人を選任しなければならない（同条４項、８項）。被疑者は審問中も弁護人の援助を求めることができ、弁護人には、審問前の接見に加え、拘束令状請求書、添付された告訴・告発状、被疑者の供述を記載した書面及び被疑者提出書類の閲覧が認められている（韓国刑事訴訟規則９６条の１６第４項、９６条の２０第１項、９６条の２１第１項）。

このように、韓国の拘束前被疑者審問は、検事と弁護人が参加し、被疑者側が身上関係資料や拘束に代わる措置を具体的に提示できる対審的な手続として構成されている（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２０６

頁、甲Ａ１５１：延秀斌「韓国の保釈制度と運用」季刊刑事弁護№.１２７（２０２６年）３５頁）。

⑶　逮捕・拘束の適否審査

逮捕又は拘束された被疑者、その弁護人、法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹、家族、同居人又は雇用主は、管轄裁判所に逮捕又は拘束の適否審査を請求することができる（韓国刑事訴訟法２１４条の２第１項）。裁判所は、原則として請求書を受理してから４８時間以内に被疑者を審問し、捜査関係書類及び証拠物を調査した上で、請求に理由があるときは釈放を命じなければならない（同条４項）。検事、弁護人及び請求人は、審問期日に出席して意見を述べることができ、被疑者に弁護人がいない場合には国選弁護人が選任される（同条９項、１０項）。

逮捕・拘束の適否審査では、逮捕又は拘束を開始した時点における適法性だけでなく、審査請求時点における身体拘束の必要性も審査される。そのため、当初は適法かつ必要であった拘束であっても、審査時点で必要性が失われていれば、被疑者を釈放しなければならない。裁判所は、保証金の納入を条件として釈放を命じ、住居制限、指定日時・場所への出頭義務等を付加することもできる（同条５項、６項）。このような釈放制度を有する点で、適否審査は、実質的な起訴前保釈として機能している（甲Ａ１４９：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２０７頁）。

⑷　起訴後の保釈

ア　権利保釈及び裁量保釈

保釈を請求できる者は、被告人、弁護人、法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹、家族、同居人又は雇用主である（韓国刑事訴訟法９４条）。裁判所は、法定の除外事由がない限り保釈を許可しなければならない（同法９５条）。

権利保釈の除外事由は、①死刑、無期又は長期１０年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したとき、②累犯又は常習犯に当たるとき、③罪証を隠滅し、又は隠滅するおそれがあると信じるに足りる十分な理由があるとき、④逃亡し、又は逃亡するおそれがあると信じるに足りる十分な理由があるとき、⑤住居が明らかでないとき、⑥被告人が、被害者、当該事件の裁判に必要な事実を知っていると認められる者又はその親族の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は危

害を加えるおそれがあると信じるに足りる十分な理由があるときである（同法９５条各号）。もっとも、これらの除外事由がある場合でも、相当な理由があれば、裁判所は職権又は請求により裁量保釈を許可することができる（同法９６条）。

イ　保釈審理及び保釈条件

保釈請求を受けた裁判所は、法定の例外を除き、遅滞なく審問期日を定めて被告人を審問する。検事、弁護人、保釈請求人及び被告人は、審問期日に出席して意見を述べ、保釈の判断に必要な資料を提出することができる（韓国刑事訴訟規則５４条の２。甲Ａ１５１：延・前掲３３頁）。

かつては検事の即時抗告により保釈の執行が当然に停止されたが、憲法裁判所がこれを違憲と判断したことを受け、１９９５年改正によって即時抗告を認める規定は削除された（甲Ａ１５２：安部祥太「保釈と電子監督」『刑事司法の理論と実践―渡辺修先生古稀祝賀論文集』（現代人文社、２０２４年）１８６頁）。

裁判所は、保釈を許可する場合、必要かつ相当な範囲で、①出頭及び罪証隠滅をしない旨の誓約、②保証金相当額の納入約束、③住居制限その他の逃亡防止措置、④被害者等への加害・接近禁止、⑤第三者による出頭保証、⑥無許可出国の禁止、⑦被害回復のための供託又は担保、⑧保証金の納付又は担保、⑨その他、被告人の出頭を保障する適当な条件のうち、一つ又は複数を定める（韓国刑事訴訟法９８条）。

２００７年改正後は、保証金の納付が保釈の必須条件ではなく、複数の条件の一つに位置付けられた。これは、金銭的資力の多寡によって釈放の可否が左右されることを避けつつ、住居制限、接近禁止、出頭誓約等の非金銭的条件によって拘束の目的を達成することを可能にするものである（甲Ａ１５２：安部・前掲「保釈と電子監督」１８５～１８６頁、甲Ａ１５１：延・前掲３４頁）。

ウ　電子装置装着条件付保釈

２０２０年以降、裁判所は、被告人の出頭を保障するための適当な条件として、電子装置の装着を命じることができる（韓国刑事訴訟法９８条９号）。電子装置は、在宅、外出制限、住居制限、被害者への接近禁止又は特定区域への立入り禁止等の保釈条件の履行を確認し、身体拘束に代わる手段として用いられる（甲Ａ１５２：安部・前掲「保釈と電子監督」１９０～１９１頁）。

２　身体拘束に関する手続保障

⑴　憲法上の保障

韓国憲法は、全ての国民に身体の自由を保障し、法律及び適法な手続によらなければ逮捕又は拘束されないことを定める（韓国憲法１２条１項）。逮捕又は拘束は、原則として、検事の申請により裁判官が発付した令状によらなければならない（同条３項）。

また、逮捕又は拘束された者には、直ちに弁護人の援助を受ける権利が保障され（同条４項）、逮捕・拘束の理由及び弁護人の援助を受ける権利の告知並びに家族等への通知が保障される（同条５項）。さらに、逮捕又は拘束の適否について裁判所の審査を求める権利が保障されている（同条６項）。韓国憲法は、刑事被告人が有罪判決の確定まで無罪と推定されることも明記している（韓国憲法２７条４項）。

⑵　被疑者段階における対面かつ対審的な拘束前審査

韓国では、前記のとおり、拘束令状を発付する前に裁判官が被疑者本人と直接対面することが必要である。しかも、検事及び弁護人が審問期日に出席して意見を述べることができ、被疑者に弁護人がいない場合には国選弁護人が選任される（韓国刑事訴訟法２０１条の２）。

弁護人には、審問前の接見及び一定範囲の資料の閲覧が保障されているため、被疑者側は、嫌疑及び拘束事由を争うだけでなく、住居、家族関係、就労状況、監督可能性、被害者との接触防止策等を具体的に示し、拘束より制約の小さい代替措置を提案することができる（韓国刑事訴訟規則９６条の２０第１項、９６条の２１第１項）。この点において、韓国の拘束前審査は、被疑者側が拘束の理由及び必要性を実質的に争うことのできる対審的な手続となっている。

⑶　逮捕・拘束適否審査及び保釈審査における当事者参加

拘束令状が発付された後も、逮捕・拘束適否審査により、請求時点における拘束の適法性及び必要性が改めて審査される。適否審査には、検事、弁護人及び請求人が出席して意見を述べることができ、必要性が失われている場合には、保証金その他の条件を付して釈放することができる（韓国刑事訴訟法２１４条の２第４項～第６項、第９項、第１０項）。

起訴後の保釈審理についても、被告人の審問並びに検事、弁護人及び保釈請求人の意見陳述・資料提出が予定されている（韓国刑事訴訟規則５４条の２）。

３　身体拘束の最終手段性の確保

⑴　無罪推定原則から導かれる身体拘束の例外性

韓国憲法裁判所１９９２年１月２８日決定（甲Ａ１５３の１、２）は、無罪推定原則について、被疑者及び被告人の地位を擁護し、刑事手続上の不利益を必要最小限にとどめる原則であるとした。その上で、不拘束捜査及び不拘束裁判が原則であり、被疑者又は被告人に逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合に限って、例外的に拘束捜査及び拘束裁判が認められると判示した（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２０８頁）。

また、大法院２００３年１１月１１日決定（甲Ａ１５４の１、２）は、憲法１２条が身体の自由に関する規定の冒頭で適法手続原則を宣言した趣旨について、裁判官が身体拘束に関する憲法及び法律を解釈・適用する際、国家刑罰権よりも個人の人権擁護を優位させ、身体拘束に慎重を期するためであると判示した（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２０８～２０９頁）。

このように、韓国における身体拘束の最終手段性は、単なる政策的配慮ではなく、無罪推定、身体の自由及び適法手続から導かれる憲法上の要請として位置付けられている。

⑵　最終手段性を確保するための制度

韓国と日本の身体拘束及や保釈に関する条文は、身体拘束には相当な嫌疑、逃亡又は罪証隠滅のおそれが必要とされ、保釈が権利であり、一定の例外に該当する場合を除いて保釈は許可されなければならないことや、それとは別に裁量保釈がある点で共通している。

しかし、韓国では、①不拘束捜査原則を刑事訴訟法に明記していること、②拘束前に弁護人が参加する対審的審問を必要的に行うこと、③拘束後も実質的な起訴前保釈として機能する適否審査を設けていること、④検事が拘束令状の請求自体を抑制・厳選していること、⑤保証金に偏らない多様な保釈条件を用いていること（韓国刑事訴訟法１９８条１項、２０１条の２、２１４条の２、９８条）などによって、身体拘束を最終手段とする原則を具体的な運用に反映させている。

⑶　運用実態

ア　極めて低い身体拘束率

韓国の拘束率（検察処理人員に対する拘束人員の割合）は、１９７４年の２４．５％から、１９７９年１３．２％、１９８４年１０．１％、１９８９年８．６％、１９９４年７．０％、１９９９年５．６％、２００４年４．１％、２００５年３．５％、２００６年２．９％へと長期的に低下してきた。法務研修院は、１９９０年代の低下について、拘束前被疑者審問制度の導入により拘束の必要性が厳格に判断された結果であり、検察も不拘束捜査原則の実現を念頭に置いて身体拘束に慎重を期してきた結果であると分析している（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２１０頁）。

表１　拘束人員・拘束率一覧表（1974～2006年）[49]

	処理人員	拘束人員	拘束率
1974年	358,034人	87,653人	24.5%
1979年	680,191人	89,569人	13.2%
1984年	1,003,035人	101,435人	10.1%
1989年	1,341,923人	115,988人	8.6%
1994年	1,230,945人	85,662人	7.0%
1999年	1,699,617人	94,660人	5.6%
2004年	1,791,584人	73,113人	4.1%
2005年	1,450,551人	50,953人	3.5%
2006年	1,358,789人	39,648人	2.9%

【甲Ａ１５０・２１０頁より引用】

不拘束捜査原則が明文化された後も、拘束率は、２００７年２．４％、２００８年２．２％、２００９年２．４％、２０１０年２．０％、２０１１年１．９％、２０１２年から２０１４年まで各１．８％、２０１５年２．１％と、おおむね２％前後で推移している（甲１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２１１頁）。

表２　拘束人員・拘束率一覧表（2007～2015年）[52]

	処理人員	拘束人員	拘束率
2007年	1,442,228人	35,202人	2.4%
2008年	1,787,657人	39,987人	2.2%
2009年	1,750,661人	41,180人	2.4%
2010年	1,384,690人	27,676人	2.0%
2011年	1,259,096人	24,431人	1.9%
2012年	1,320,630人	24,410人	1.8%
2013年	1,310,546人	23,229人	1.8%
2014年	1,269,507人	23,418人	1.8%
2015年	1,264,762人	26,800人	2.1%

【甲Ａ１５０・２１１頁より引用】

さらに、２０２３年度の検察処理人員９４万２３６人のうち、拘束人員は２万２０８５人であり、拘束率は２．３％であった。内訳は、刑法犯５１万５３５人中１万６４２７人、３．１％、特別法犯４１万３２７４人中５６５８人、１．４％である。直近１０年間の拘束率も最低１．８％から最高２．３％の範囲にとどまっている（甲Ａ１５２：延・前掲３２頁）。

このように、１９７０年代に２０％を超えていた拘束率は、拘束前被疑者審問の導入及び不拘束捜査原則の明文化を経て、現在では約２％の水準にまで低下し、その水準が継続している。

これに対し、我が国の身柄率（検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件の被疑者人員の比率）は、平成元年（１９９０年）の２１．８％からおおむね上**昇傾向をたどり、平成３０年（２０１８年）には３６．１％に達した（甲Ａ１５５：令和元年版犯罪白書第３編第１章第２節、３－１－２－２図）。令和６年**（２０２４年）においても３４．６％であり、このうちほとんどが勾留されている（甲Ａ１５６：令和７年版犯罪白書第２編第２章第３節、２－２－３－１図）。韓国の拘束率が大幅に低下して約２％の水準にとどまっているのとは対照的に、我が国では、身体拘束の割合がむしろ上昇し、現在も３０％台半ばの水準にある。両国の身体拘束に関する法文は類似しているにもかかわらず、その運用には大きな隔たりがあることが分かる。

イ　令状請求段階における抑制

このような低い拘束率は、裁判所が多数の令状請求を却下した結果だけではなく、検事が令状請求自体を抑制・厳選していることによっても実現している。２０１６年には、検察庁受理人員２５８万９３１１人のうち、拘束令状が請求されたのは４万００８３人であり、１．５５%にすぎなかった。請求人員のうち３万２３６９人、８０．８%について令状が発付され、却下率は１７．９%であった（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２１１～２１２頁）。

すなわち、拘束率の低さは、令状請求後の司法審査だけでなく、その前提となる捜査機関の判断段階で「そもそも拘束令状を請求しない」という運用が定着していることによる。このような運用は、無罪推定に基づく身体拘束の厳格な判断及び拘束前の対審手続の存在が影響しているものと考えられる。

これに対し、我が国の令和６年（２０２４年）の勾留請求率（身柄事件の被疑者人員に占める検事が勾留請求した人員の比率）は９４．８％であり、勾留請求却下率は４．３％にとどまっており、極めて高い割合で勾留がなされている（甲Ａ１５６：令和７年版犯罪白書第２編第２章第３節、２－２－３－１図）。この点においても、両国の運用には大きな隔たりがあることが分かる。

ウ　起訴後の拘束率

第一審公判事件の受理人員に占める身体拘束者の割合も、２００６年の２０．３％から、２００７年１６．９％、２００８年１４．４％、２０１０年１１．８％、２０１２年９．３％へと低下し、２０１６年は１２．１％であった（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２１２頁）。

これに対し、我が国の第一審における被告人の勾留率は、地方裁判所で７１．４％、簡易裁判所で６０．４％と高い水準にある。

エ　適否審査及び保釈の実績

２０１６年度の逮捕・拘束適否審査の処理人員は２４０６人であり、このうち３６７人、１５．３％が釈放された。この数値は、適否審査が形式的な制度にとどまらず、拘束開始後にその必要性を再審査し、現実に被疑者を釈放する起訴前保釈として機能していることを示している（甲Ａ１５０：安部・前掲「未決拘禁と身体不拘束の原則」２０７頁）。

他方、２０２４年度に地方裁判所で拘束起訴された４万４７２２人のうち、保釈を請求した者は５１７６人、保釈された者は１５８０人であり、保釈請求率は１１．６％、請求人員に対する許可率は３０．５％であった。過去１０年間の平均は、保釈請求率１２．１％、請求人員に対する許可率３２．５％である（甲１５１：延・前掲３４頁）。

４　小括

以上のとおり、韓国の身体拘束及び保釈に関する条文上の要件には、日本法と共通する部分が少なくない。しかし、韓国では、不拘束捜査を刑事訴訟法上の明文の原則とした上で、拘束前被疑者審問における対審手続、拘束後の逮捕・拘束適否審査及び起訴後の保釈審理など、身体拘束の必要性を当事者の参加の下で継続的に審査する手続が保障されている。

さらに、捜査機関においても拘束令状の請求を抑制・厳選する運用が行われ、検察処理人員に占める拘束人員の割合は約２％にとどまっている。韓国では、裁判官による事前・事後の司法審査、対審手続、拘束に代わる措置及び公判での供述調書の取扱いなどの複数の措置により、身体拘束を例外的な最終手段とする運用が確保されている。

第２　台湾

１　台湾の刑事司法制度の概要

台湾の刑事訴訟法は、大陸法系を基礎としている。台湾は国際連合において自由権規約の締約国として扱われていない。もっとも、台湾において２００９年に制定された公民與政治權利國際公約及經濟社會文化權利國際公約施行法は、2条において「これら二つの規約」（市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）「に明記されている人権保護に関する規定は、国内法と同等の効力を持つ。」と定め、３条において「両条約の規定を適用する際には、その立法趣旨および両条約の人権委員会の解釈を参照すべきである。」と定めている。これにより、自由権規約に国内法上の効力を与えるとともに、その適用に際しては国連人権委員会の解釈を指標とすべき旨を明文化している。台湾の法制度もまた自由権規約９条の要請を具体化したものである。

⑴　逮捕から起訴までの手続の概略

逮捕された被疑者は、逮捕の原因及び第95条第１項に挙げられる事項：①犯罪の嫌疑及び犯した全ての罪名、②黙秘を維持することができ、自己の意思に反して、陳述することを要しない、③弁護人を選任することができること、低所得、中低所得、先住民族またはその他の法令により法律扶助を請求することができる者は、これを請求することができる、④有利な証拠を取り調べることを請求することができることを告知される。

台湾憲法８条２項は、「人民が犯罪の嫌疑により逮捕拘禁されたときは、その逮捕拘禁機関は、…かつ遅くとも二十四時間以内に管轄法院に移送して尋問しなければならない。本人又は第三者もまた管轄法院に対して二十四時間以内に逮捕した機関より移送させ審問することを申請することができる。」と規定しており、逮捕された者は遅くとも２４時間以内に裁判官による勾留審問を受ける。検察官は勾留が必要と判断した場合、逮捕から２４時間以内に、犯罪事実、法的根拠、証拠及び勾留理由を明記した請求書、その写し並びに記録・証拠物を管轄裁判所に提出しなければならない。勾留請求を行わないときは直ちに被疑者を釈放しなければならない。裁判官は、逃亡又は証拠隠滅等の事情が認められる場合であっても、身体拘束までは不要と判断するときは、保証金の納付による釈放、身柄引受け、又は住居制限を命じることができる（刑事訴訟法９３条２項、３項）。

検察官が勾留請求を行った場合、裁判官は勾留請求書の写しを被疑者及び弁護人に交付した上で、原則として直ちに審問を開始する（同法９３条５項）。逮捕から勾留審問に至るまでの時間は前述の通り２４時間以内とされているが、実務上の運用では通常、警察段階で約１６時間、検察段階で約8時間の時間配分がなされている。

勾留審問において、裁判官は被疑者を直接審問する（同法１０１条１項）。検察官は通常審問に出席して勾留請求の理由を陳述し、必要な証拠を提出する。検察官は審問への出席を省略することも可能であるが、弁護人や被疑者に対して証拠へのアクセス制限又は禁止を請求する場合には、出席しなければならない（同条２項）。被疑者に弁護人がいない場合には、裁判長は公設弁護人又は弁護士を職権で選任しなければならない。

また、台湾においては、公判段階においても身体拘束期間の上限が定められており、この期間をすぎて身体拘束をしたまま裁判を継続することはできない。法定刑の上限が１０年以下の事件の第一審段階における身体拘束期間の上限は９か月である。法定刑が死刑、無期又は１０年を超える有期刑の事件の第一審段階における身体拘束期間の上限は1年3か月である。

⑵　勾留・保釈制度の概略

台湾の刑事訴訟法では、勾留要件に該当し、かつ、保釈がなされなかった者が勾留（羈押）される。勾留を回避し、又は、既に開始された勾留を停止するための措置として、①具保、②責付及び③限制住居という三つの制度を設けている。

「具保」とは、保証人による保証書又は保証金等を担保として被疑者・被告人を釈放する制度である。「責付」とは、被疑者・被告人の身柄を家族その他の適当な者に引き受けさせ、その者に出頭確保の責任を負わせる制度である。「限制住居」とは、保証金を要求せず、居住場所を制限して釈放させる制度である（刑事訴訟法第１１１条、第１１５条及び第１１６条）。

捜査段階においても、検察官又は裁判所が具保、責付又は限制住居を命ずることができる。被疑者が逮捕され、検察官が取調べを行った結果、台湾刑事訴訟法第１０１条第１項又は第１０１条の１第１項所定の勾留理由が認められる場合であっても、勾留を請求する必要まではないと判断したとき、検察官は、被疑者に対し、直接、具保、責付又は限制住居を命ずることができる（同法第９３条第３項）。また、検察官が裁判所に勾留を請求した場合でも、裁判官は、被疑者を審

問した結果、勾留理由は認められるものの、勾留の必要性までは認められないと判断したときは、勾留請求を認めず、直ちに具保、責付又は限制住居を命ずることができる（同法第１０１条の２）。

既に勾留されている被疑者・被告人についても、被告人本人、弁護人又は被告人の保佐人は、いつでも具保による勾留停止を裁判所に申し立てることができる。捜査中は、検察官も裁判所に対して具保による勾留停止を申し立てることができる（同法第１１０条）。また、勾留原因が消滅したときは、裁判所は直ちに勾留を取り消して被告人を釈放しなければならない（同法第１０７条）。勾留期間が満了し、適法な延長決定がない場合も、勾留は取り消されたものとみなされる。この場合、釈放に際して、裁判所又は検察官が具保、責付又は限制住居を命ずることができる（同法第１０８条）。

裁判所が具保による勾留停止を許可するときは、保証書の提出を命じるとともに、相当な保証金額を指定する（同法第１１１条第１項）。

２　最終手段性

⑴　勾留の最終手段性についての憲法裁判所の解釈

台湾では、大法官（裁判官）による憲法法廷（憲法裁判所）が存在し、法令や裁判所の確定判決の違憲審査が行われる。大法官憲法解釈第６５３号は、勾留が被疑者・被告人を家族、社会及び職業生活から隔離し、身体・心理のみならず名誉、信用及び人格権にも重大な影響を及ぼす「人身自由に対する最大の強制処分」であり、そのため、勾留は保全処分の最終手段として慎重に行われなければならず、裁判所が法定要件と必要性の全てを確信しない限り勾留決定をしてはならないと判示した（甲Ａ１５７）。大法官解釈第７３７号も、他の代替手段が利用できないことを前提としてのみ勾留を命じるべきであることを確認している（甲Ａ１５８）。

⑵　勾留・保釈審査における最終手段性の審査

被疑者段階・被告人段階のいずれにおいても、勾留の要件は、犯罪の嫌疑が重大であることに加えて、①逃亡したこと又は逃亡のおそれを基礎付ける十分な事実、②証拠の隠滅・偽造・変造又は共犯者・証人との通謀のおそれを基礎付ける十分な事実、又は③死刑、無期若しくは長期５年以上の罪について逃亡・証拠隠

滅等のおそれを基礎付ける十分な理由のいずれかが必要である。また、勾留しなければ訴追、審判又は刑の執行が著しく困難になることが要求される。

勾留理由が存在しても、より制限的でない措置によって逃亡、証拠隠滅その他の危険に対処できる場合には、勾留に代えて具保、責付又は限制住居を選択することを予定している。また、停止条件付の勾留停止という制度も存在する。定期報告、被害者・証人等に対する危害・脅迫・嫌がらせ・接触・追跡の禁止、技術設備による監督、裁判所又は検察官の許可を得ない住居若しくは一定地域からの離脱の禁止、旅券・旅行文書の提出、特定財産の処分禁止その他適当な条件を付すことができる（１１６条の２）。

必要的保釈を定める台湾刑事訴訟法第１１４条は、勾留中の被告人が具保による勾留停止を申し立てた場合、次のいずれかに該当するときは、その申立てを拒否してはならないと定めている。①法定刑の上限が３年以下の有期刑、拘役又は罰金のみである罪に係る場合。ただし、累犯、犯罪の習癖がある者、仮釈放中に再犯した者又は同法第１０１条の１第１項に基づく勾留の場合は除外される。②妊娠５か月以上又は出産後２か月未満の場合。③現に疾病に罹患しており、勾留外で治療しなければ治癒が明らかに困難な場合である。勾留決定前の段階においても、これらの事情がある場合には、具保、責付又は限制住居を実施することができない事情がない限り、裁判所は勾留を命じることができない（同法１０１条の２後段）。つまり、必要的保釈の除外事由に、日本の刑事訴訟法８９条４号に定められるような罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由などという要件は存在しない。

⑶　小括

台湾では、被疑者段階であるか被告人段階であるかを問わず、非拘禁的措置によって目的を達成することができない場合に限り、勾留が認められる。また、罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由にあたるような権利保釈除外事由は存在せず、供述内容などによって権利保釈が認められないという事態は想定されない。身体拘束は最終手段であるという自由権規約９条３項に即した構造となっている。

３　手続保障

⑴　勾留審問手続の概要

勾留審問は、法廷審理が実施され、被疑者及び弁護人が出頭する。裁判官は勾留を命じるか否かを決定する前に被疑者を審問する（台湾刑事訴訟法第１０１条第１項）。

また、台湾刑事訴訟法第１０８条第１項は、勾留期間を延長する場合、裁判所が期間満了前に、被疑者・被告人を改めて審問した上で、裁定によって延長しなければならないと定めている。したがって、台湾では、勾留期間を延長する都度、犯罪嫌疑の重大性、勾留原因の存続及び勾留継続の必要性について、被疑者・被告人の意見を聴いた上で再審査することが法律上義務付けられている。

⑵　勾留審問手続における証拠へのアクセス権

ア　大法官解釈７３７号

２０１６年の大法官解釈737号は、以下のように、捜査段階における被疑者・弁護人の証拠へのアクセス権が認められないことは憲法８条の人身の自由及び憲法１６条の訴訟権の保障に違反するとして法改正を促した（甲Ａ１５７）。

『人身の自由は、人民が憲法上の各種の自由及び権利を行使する上で不可欠の前提であり、重要な基本的人権として十分に保障されなければならない。

人身の自由を剥奪し、又は制限する処分は、法律上の根拠を必要とするだけでなく、必要な適正手続を履践して初めて行うことができる。このことは、憲法第8条が明文で定めている（当裁判所釈字第384号、第436号、第567号及び第588号解釈参照）。

また、憲法第16条が明文で保障する人民の訴訟権は、その権利が侵害された場合に、適正な法的手続に従って裁判所に救済を求めることを中核的内容とする。国家は、この権利を具体的に実現するため、実効的な制度的保障を提供しなければならない（当裁判所釈字第574号解釈参照）。』

『勾留という強制処分は、犯罪嫌疑人又は刑事被告人の人身の自由を制限し、その者を家庭、社会及び職業生活から隔離する。それは、身体的及び精神的に重大な打撃を与えるだけでなく、名誉、信用等の人格権にも極めて重大な影響を及ぼす。したがって、勾留以外の代替手段が存在しないことを前提として、慎重に行われなければならない（当裁判所釈字第392号及び第653号解釈参照）。

捜査段階における勾留審査手続は、検察官が勾留理由を記載した請求書及び関係証拠を提出し、裁判所に勾留の許可を求める手続である。この勾留請求の理由及び関係証拠は、裁判官が勾留を許可して犯罪嫌疑人の人身の自由を剝奪するか否かを判断する根拠となる。

したがって、憲法上の適正手続の原則に基づき、犯罪嫌疑人及びその弁護人に対し、適切な方法によって、これらの理由及び証拠を適時に知らせ、犯罪嫌疑人が防御権を実効的に行使できるようにしなければならない。

もっとも、国家の刑罰権の実現を確保するため、証拠を隠滅、偽造若しくは変造し、又は共犯者若しくは証人と通謀するなど、捜査目的を害し、又は他人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあると認めるに足りる事実がある場合には、勾留請求に関する証拠を知ることを制限し、又は禁止することができる。

捜査段階における現行の勾留審査手続が、前記の憲法上の適正手続原則の要請を満たしているか否かについては、刑事訴訟法の関係規定を総合的に検討して判断すべきであり、個別の条文だけを取り上げて判断してはならない。

刑事訴訟法第33条第1項は、次のように規定している。

「弁護人は、審判中、事件記録及び証拠物を閲覧し、これを書き写し、又は撮影することができる。」

また、同法第101条第3項は、次のように規定している。

「第1項各号の根拠となる事実は、被告人及びその弁護人に告知し、調書に記載しなければならない。」

これらの規定によって、捜査中の犯罪嫌疑人及びその弁護人が知ることのできる情報は、勾留請求事由の根拠となる事実に限られており、検察官が主張する各勾留理由の具体的内容及び関係証拠は含まれていない。

これは、人身の自由を剝奪する場合には適正手続に従わなければならないとする、前記の憲法上の要請に反する。』

上記判断がなされるにあたり、勾留の適法性審査は対審的でなければならず、検察官が勾留裁判官に提出した文書・証拠へのアクセスを保障すべきだとする欧州人権裁判所の判示等が参考とされた。

イ　法改正

大法官解釈第７３７号を受けた２０１７年４月２１日の改正により、捜査段階の勾留審問における被疑者・弁護人への証拠へのアクセス権が認められた（甲Ａ１５９）。

検察官は、勾留請求書に犯罪事実、法的根拠、証拠及び理由を明記し、その写しと記録・証拠物を裁判所に提出しなければならない（刑事訴訟法９３条２項）。弁護人は、捜査段階の勾留審査において、原則として記録及び証拠物を閲覧・謄写することができる（同法３３条の１第１項）。弁護人がいない被疑者についても、裁判所は適切な方法により記録・証拠物の内容を示さなければならない（同条３項）。

検察官が証拠へのアクセス制限を求める場合には、証拠隠滅、偽造・変造、共犯者・証人との通謀、他人の生命・身体への危害等を基礎付ける事実及び理由を別紙に明記し、裁判所に制限又は禁止を請求しなければならない（同法９３条２項ただし書）。裁判官は、勾留事由を基礎付ける事実、具体的理由及び関係証拠を被疑者・弁護人に知らせ、調書に記載しなければならない。裁判所がアクセスを禁止した資料は、勾留審査の基礎に用いることができない（同法１０１条３項）。また、被疑者・弁護人は防御準備のための相当な時間を求めることができる（同条４項）。

⑶　小括

勾留審査の判断に際して、検察官の主張及び証拠に対する攻撃防御の機会が付与されていること、防御の機会を与えられない証拠によって勾留を判断することはできないという仕組みから、対審的な手続が実質的に保障されている。自由権規約９条４項、１４条１項、及び同条3項が要請する被疑者・被告人に対する、身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利が保障されている。

４　実際の運用

台湾の司法統計によると、民国１１１年（２０２２年）から民国１１５年（２０２６年）６月までの捜査段階における身体拘束率の状況は以下のとおりである（甲Ａ１６０）。

地方検察庁における新規刑事捜査事件及び裁判所への勾留請求の状況

単位：人、％

年月別	新規受理捜査人員	司法警察機関が事件とともに送致した被疑者	検察官が裁判所に勾留請求した人員 A=B+C	裁判所が勾留許可した人員 人数 B	勾留許可率（B/A×100） B/A*100	勾留請求を認めなかった裁判の内訳 勾留請求を認めなかった裁判の合計 C	具保	責付	住居制限	具保＋住居制限	責付＋住居制限	釈放	その他
111年	785,157	133,362	7,361	5,379	73.1	1,981	696	13	261	461	-	549	1
112年	877,513	136,260	9,086	7,024	77.3	2,062	647	10	259	585	4	548	9
113年	809,939	133,444	11,330	8,924	78.8	2,403	746	14	410	670	6	548	9
114年	844,429	140,387	14,135	11,269	79.7	2,865	619	18	562	927	6	719	14
115年1-6月	445,660	76,659	7,259	5,677	78.2	1,581	331	21	329	448	4	441	7

統計によれば、２０２２年から２０２６年６月までの間で、警察から検察へ身柄付で検察官に送致された者はそれぞれ１３３，３６２人、１３６，２６０人、１３３，４４４人、１４０，３８７人、７６，６５９人である。検察官による保釈類似の制度があるため、身柄付で送致された者の多くは、検察官により無条件に釈放されるか、保釈類似の制度で釈放される。身柄付で検察官送致された者のうち、検察官が勾留請求をしたのは、それぞれ７，３６１人、９，０８６人、１１，３３０人、１４，１３５人、７，２５９人であり、その割合はそれぞれ約４．０３％、５．１５％、６．６９％、８．０３％及び７．４１％にとどまっている。さらに、検察官により釈放・保釈がされなかった者の中でも、２０．３％～２６．９％は裁判官の判断により具保・責付・住居制限等の代替処分などが検討されて釈放されているのである。しかも、検察官により無条件での釈放・保釈されずに勾留請求された者のなかでも４．８％～７．５％の者は無条件で釈放されている。

このような運用が実現されているのは、捜査段階から保釈類似の制度が認められていることや、その必要的保釈の除外事由として罪証隠滅をすると疑うに足り

る相当な理由などという要件がないこと、手続上も当事者に証拠へのアクセス権を認め、実質的な攻撃防御の機会が確保されているため検察官が主張する勾留請求の根拠について弁護側から有効な反論ができるためである。

以上